

海老名市監査委員告示第 8 号

平成19年3月9日付け告示第4号において公表した海老名市職員措置請求の監査結果に基づき、別紙のとおり市長から措置の通知があったので、地方自治法第242条第9項の規定により公表する。

平成19年 4月24日

海老名市監査委員 三田 弘道

海老名市監査委員 鈴木 輝男



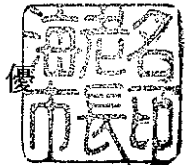
海文発第3号
平成19年4月23日

海老名市監査委員 三田 弘道 殿

海老名市監査委員 鈴木 輝男 殿



海老名市長 内 野



地方自治法第242条第4項に基づく勧告に対する措置について（通知）

このことについて、監査委員の勧告に基づき平成19年4月23日付で10,000円の納入通知書を内野優に発行いたしましたので、地方自治法第242条第9項の規定により通知します。